

特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 6月19日

河合町長 清 原 和 人

河合町条例第14号

特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与の特例に関する条例（平成31年3月河合町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成31年4月1日から平成31年4月30日までの間」を「令和元年7月1日から令和2年3月31日までの間」に改める。

第2条及び第3条中「100分の15」を「100分の20」に改める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。